

高知工業高等専門学校の自己点検・評価等に関する規則

制 定 令和元年11月21日

(目的)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施する点検及び評価に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められた、本校が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 本校が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。
- (3) 機関別評価 学校教育法に規定する認証評価機関が行う評価（高等専門学校機関別認証評価）及び一般社団法人日本技術者教育認定機構（J A B E E）その他の機関が行う学外者による評価をいう。

(委員会)

第3条 前条各号に定める点検及び評価は、高知工業高等専門学校自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）において企画し、立案し、及び実施する。

- 2 前項に定めるほか、前条第2号に定める評価は、高知工業高等専門学校参与会において実施する。

(自己点検・評価の項目)

第4条 自己点検・評価の項目は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー及び認証評価機関が定める基準等を参考に、委員会が定める。

(自己点検・評価の実施)

第5条 自己点検・評価は、前条に定める項目について一定期間毎に委員会が実施するものとする。

- 2 校長は、前項により実施した自己点検・評価の結果について、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(機関別評価の実施)

第6条 機関別評価は、学校教育法その他の法令及び評価実施機関が定める基準や項目等に従い実施するものとする。

(結果の報告及び公表)

第7条 委員会は、自己点検・評価及び外部評価を実施したときは、評価結果を校長に報告するものとする。

- 2 校長は、運営会議において評価結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第8条 校長は、前条第1項の評価結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、関係する組織又は委員会等にその改善策の検討を付託する。機関別評価の結果に基づき、改善が必要と認めた場合も同様とする。

2 改善を付託された組織又は委員会は、改善案を作成し、校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の報告に基づき、改善策を決定し改善を指示するものとする。

(事務)

第9条 点検及び評価に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、令和元年11月21日から施行する。